

令和元年度公益財団法人船橋市医療公社事業報告書

第 40 期

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

法人の全体的な事項

当法人は、船橋市と社団法人船橋市医師会（当時）の出捐により、船橋市の保健衛生行政を補完する重要な協力機関として昭和55年3月31日に財団法人船橋市医療公社として設立されたものです。

平成24年4月からは、船橋市夜間休日急病診療所の1期目の指定管理者として、また、平成29年4月から2期目の指定管理者として引き続き管理運営を行っております。

なお、平成25年4月1日からは公益法人制度改革関連法の施行に伴い公益財団法人に移行しました。

事業概要

当法人は、公益法人として夜間及び休日における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者として、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を（一社）船橋市医師会及び（一社）鎌ヶ谷市医師会、（一社）船橋薬剤師会並びに会員の協力を得て実施しました。

事業内容

公益目的事業

1 夜間休日急病診療所事業

(1) 夜間休日急病診療所の管理運営

年間（365日）を通じた管理運営を実施しました。

(2) 医療安全対策委員会の定期的開催

年度内に3回開催し、診療所の医療安全の確保を目的とした改善策の検討及び情報交換・事務改善等のための会議を実施しました。

(3) 夜間休日急病診療所の運営にかかわる市との検討会の開催

夜間休日急病診療所の環境整備及び運営方針について市と協議を行いました。

・受診者数 延べ 13,025人

・月別、時間帯別受診者数

区分 月別	①休日	②前準夜	③平日 前準夜	④準夜	⑤深夜	合計
平成31年 4月	254人	149人	155人	259人	104人	921人
令和元年 5月	391人	215人	184人	287人	114人	1,191人
6月	179人	192人	214人	240人	107人	932人
7月	256人	178人	251人	268人	120人	1,073人
8月	208人	149人	200人	263人	99人	919人
9月	285人	179人	172人	232人	117人	985人
10月	250人	142人	185人	229人	110人	916人
11月	330人	176人	176人	254人	93人	1,029人
12月	650人	372人	255人	405人	130人	1,812人
令和2年 1月	684人	341人	194人	455人	141人	1,815人
2月	347人	206人	149人	258人	96人	1,056人
3月	84人	52人	76人	127人	37人	376人
合計	3,918人	2,351人	2,211人	3,277人	1,268人	13,025人

(区分)

- | | | |
|--------|-------------------|-------------------------|
| ①休日 | (日・祝休日・年末年始) | (9時～17時)
小児科 |
| ②前準夜 | (土・日・祝休日・年末年始) | (18時～21時)
小児科 |
| ③平日前準夜 | (平日) | (20時～23時)
小児科 |
| ④準夜 | (土・日・祝休日・年末年始) | (21時～24時)
内科(小児科)・外科 |
| | (平日) | (21時～23時)
内科・外科 |
| | | (23時～24時)
内科(小児科)・外科 |
| ⑤深夜 | (平日・土・日・祝休日・年末年始) | (0時～6時)
内科(小児科)・外科 |

【附属明細書の作成について】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しない。